

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社 J S H

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2024年2月21日

【四半期会計期間】 第8期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

【会社名】 株式会社J S H

【英訳名】 J S H C o . , L t d .

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 野口 和輝

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目1番5号セントラルビル

【電話番号】 03-3272-0606 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 宮崎 洋祐

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目1番5号セントラルビル

【電話番号】 03-3272-0606 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 宮崎 洋祐

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	5
第3【提出会社の状況】	6
1【株式等の状況】	6
2【役員の状況】	13
第4【経理の状況】	14
1【四半期財務諸表】	15
2【その他】	20
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	21
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第8期 第1四半期 累計期間	第7期
会計期間		自 2023年4月1日 至 2023年6月30日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高	(千円)	800,603	2,967,671
経常利益	(千円)	9,517	160,762
四半期純損失(△)又は当期純利益	(千円)	△2,186	187,858
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	985,075	985,075
発行済株式総数			
普通株式		10,000	10,000
A種優先株式	(株)	6,100	6,100
B種優先株式		3,530	3,530
C種優先株式		200	200
D種優先株式		3,333	3,333
純資産額	(千円)	1,330,402	1,332,589
総資産額	(千円)	1,865,631	1,993,094
1株当たり四半期純損失(△) 又は1株当たり当期純利益	(円)	△0.47	41.25
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	71.3	66.9

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 当社は、2023年8月24日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、同日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。なお、当社は、2023年10月3日開催の臨時株主総会において、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

4. 当社は、2023年9月15日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失又は1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 第8期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

6. 第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う行動制限や海外からの入国制限の緩和により、経済活動が正常化に向かい始めました。しかしながら、長期化するウクライナ情勢やエネルギー価格・原材料価格の高騰を受けた消費者物価の上昇など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社では「人を通じて、喜びを作り、幸せを作る」を企業理念に掲げ、「地域を問わず全ての人が、心豊かに、能力や個性を發揮できる社会の実現」を目指すゴールとし、「在宅医療事業」及び「地方創生事業」を柱とした事業を展開しております。「在宅医療事業」につきましては、訪問診療の支援や訪問看護サービスを通じて医療機関等と連携を図り在宅医療を推進し、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいりました。「地方創生事業」につきましては、地方における雇用の創出及び地方に在住している障がい者の雇用促進、職業能力開発・向上による地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は800,603千円、営業利益は9,431千円、経常利益は9,517千円、四半期純損失は2,186千円となりました。

セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

<在宅医療事業>

わが国の医療環境につきましては、2022年度診療報酬改定の基本方針における重点課題の一つとして、効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築が示されていること等から、当社は、質の高い在宅医療・訪問看護の提供体制の確保及び地域包括ケアシステム構築へ向けた取り組みの推進が必要であると考えております。

このような状況のなか、当社は、訪問診療の支援や訪問看護サービスを通じて医療機関等と連携を図り、質の高い在宅医療を提供し、地域共生社会の実現に向けて取り組んでおります。当第1四半期累計期間におきましては、新規エリアへの出店による事業領域の拡大及び事業基盤の確立を図るため、北海道札幌市に訪問看護ステーション1事業所を開設いたしました。当第1四半期会計期間末においては、北海道、東京都、埼玉県及び大阪府にて訪問看護ステーション15事業所及び2営業所の計17拠点での事業運営を行ってまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は340,701千円、セグメント利益は16,898千円となりました。

<地方創生事業>

わが国におきましては、少子高齢化による地域の人口減少や東京一極集中等による地方都市の衰退が課題であり、当社は、地方創生への取り組みを推進し地域の活性化を図ることが必要であるとと考えております。また、当社の主要事業である地方における障がい者雇用支援事業を取り巻く環境につきましては、2018年に改正された障害者雇用促進法において、障害者雇用の法定雇用率が2.0%から2.3%に引き上げが実施されたこと、更に2024年4月に2.5%、2026年7月に2.7%へと段階的な引き上げが予定されていること、また、ダイバーシティの推進及びESG（環境・社会・ガバナンス）やSDGs（持続可能な開発目標）の視点に代表される「サステナビリティ（持続可能性）」への取り組みに対する意識の高まりからも、障がい者の更なる雇用促進、職業能力開発・向上による共生社会の実現及び地方における就労機会の拡充を図ることが必要であるとと考えております。

このような状況のなか、当社は、障がい者雇用における地域間格差を解消し、就労機会が限定的な地方に在住している障がい者の雇用及び定着支援のサポートサービスを企業に対して提供しております。当第1四半期累計期間

におきましては、企業が抱える課題やニーズに対するソリューション営業を強化し、販路拡大を推進した結果、新規企業との契約獲得及び既存のサービス利用契約締結企業との追加契約獲得が順調に推移いたしました。また、在宅医療事業における知見を農園利用企業の障がい者の定着支援に対して活用を図るとともに、障がい者の能力開発への取り組みをサポートできる体制の整備に注力し、サポート体制の品質向上に努めてまいりました。当第1四半期会計期間末においては、長崎県、宮崎県、熊本県、佐賀県、福岡県及び大分県にて農園15拠点及び宮崎県、大分県及び佐賀県にて訪問看護ステーション3事業所での事業運営を行ってまいりました。また、地域社会の活性化を図るべく、修学旅行生の教育体験民泊等の観光による地方誘客及び地方の魅力ある特産品の販売の拡充を図ってまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は459,902千円、セグメント利益は89,669千円となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は、1,158,497千円となり、前事業年度末に比べ99,973千円減少いたしました。これは主に、売上の増加により売掛金及び契約資産が24,611千円増加、従業員増加に伴うシステム利用料の一括支払の増加等により流動資産のその他に含まれる前払費用が20,733千円増加したものの、銀行への借入返済等により現金及び預金が147,566千円減少したことによるものであります。

当第1四半期会計期間末における固定資産は、707,134千円となり、前事業年度末に比べ27,489千円減少いたしました。これは主に、繰延税金資産の取り崩しにより投資その他の資産に含まれる繰延税金資産が7,329千円減少、減価償却により有形固定資産の建物(純額)が7,258千円減少、減価償却により有形固定資産のその他(純額)に含まれる工具、器具及び備品が5,124千円減少、減価償却により有形固定資産のその他(純額)に含まれるリース資産が4,186千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は、356,248千円となり、前事業年度末に比べ48,290千円減少いたしました。これは主に、従業員増加に伴う給料及び手当の増加により流動負債のその他に含まれる未払費用が17,225千円増加したものの、法人税等の支払により未払法人税等が23,158千円減少、銀行への借入返済により1年内返済予定の長期借入金が18,306千円減少、賞与支給により賞与引当金が16,795千円減少したことによるものであります。

当第1四半期会計期間末における固定負債は、178,980千円となり、前事業年度末に比べ76,986千円減少いたしました。これは主に、銀行への借入返済により長期借入金71,175千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は、1,330,402千円となり、前事業年度末に比べ2,186千円減少いたしました。これは、四半期純損失の計上により利益剰余金が2,186千円減少したことによるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等に重要な変更及び新たに定めた経営方針・経営戦略等はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、事業上及び財務上の優先的に対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,370
A種優先株式	6,100
B種優先株式	3,530
C種優先株式	200
D種優先株式	3,333
計	53,533

(注) 2023年8月24日開催の取締役会決議により、2023年9月15日付で定款変更が行われ、発行可能株式総数は18,476,867株増加して18,530,400株となっております。また、2023年10月3日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年2月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000	4,632,600	非上場	(注) 3
A種優先株式	6,100	—		
B種優先株式	3,530	—		
C種優先株式	200	—		
D種優先株式	3,333	—		
計	23,163	4,632,600	—	—

(注) 1. 当社は、2023年8月24日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、同日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。なお、当社は、2023年10月3日開催の臨時株主総会において、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 2023年8月24日開催の取締役会決議により、2023年9月15日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は4,609,437株増加して4,632,600株となっております。

3. 普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は、2023年8月24日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の内容は以下の通りであります。

(1) 残余財産の分配

1. 当社は、残余財産を分配するときは、D種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録質権者（以下「D種優先登録質権者」という。）に対し、D種優先株式1株につき金300,000円（但し、D種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、D種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。）（以下「D種優先残余財産分配額」という。）を、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録質権者（以下「C種優先登録質権者」という。）に対し、C種優先株式1株につき金250,000円（但し、C種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、C種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。）（以下「C種優先残余財産分配額」という。）を、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録質権者（以下「B種優先登録質権者」という。）に対し、B種優先株式1株につき金85,000円（但し、B種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。）（以下「B種優先残余財産分配額」という。）を、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき金82,000円（但し、A種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、A種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。）（以下「A種優先残余財産分配額」という。）を、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、同順位で支払う。

なお、本項の規定による残余財産の分配において、残余財産の額が本項で想定される残余財産分配額の総額に不足する場合は、本項に規定される株主又は登録株式質権者は、当該株式につきその全額の分配が行われたものと仮定した場合に当該株式につき分配を受けることができたであろう額に応じて残余財産を按分して支払われるものとする。

2. D種優先株主又はD種優先登録質権者に対してD種優先残余財産分配額の全額が支払われ、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対してC種優先残余財産分配額の全額が支払われ、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対してB種優先残余財産分配額の全額が支払われ、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額が支払われた後に、なお残余財産がある場合には、D種優先株主又はD種優先登録質権者には、D種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、D種優先転換比率（下記、「各種優先株式から普通株式への転換」に定められる。）を乗じた額の残余財産を、C種優先株主又はC種優先登録質権者には、C種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、C種優先転換比率（下記、「各種優先株式から普通株式への転換」に定められる。）を乗じた額の残余財産を、B種優先株主又はB種優先登録質権者には、B種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、B種優先転換比率（下記、「各種優先株式から普通株式への転換」に定められる。）を乗じた額の残余財産を、A種優先株主又はA種優先登録質権者には、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、A種優先転換比率（下記、「各種優先株式から普通株式への転換」に定められる。）を乗じた額の残余財産を、普通株主又は普通登録質権者と同順位で分配する。

(2) 議決権

1. A種優先株主は、当会社の株主総会においてA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
2. B種優先株主は、当会社の株主総会においてB種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
3. C種優先株主は、当会社の株主総会においてC種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
4. D種優先株主は、当会社の株主総会においてD種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(3) 会社分割・事業譲渡の際の取得請求権

1. A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主は、当社が、(i)吸収分割又は新設分割により当会社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを他の会社に承継させた場合、又は(ii)当会社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを第三者に譲渡した場合、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。
2. 前項に基づくA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の1株あたりの取得価額は、以下に定

めるところによる。

- (1) 前項(i)の吸収分割又は新設分割に際して吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が当会社に交付する当該会社の株式及び金銭その他の財産の価額又は前項(ii)の事業の譲渡の対価として事業の譲受人が当会社に支払う金額（以下「分割等対価額」と総称する。）が、当該吸収分割もしくは新設分割又は当該事業譲渡の効力発生時点（以下「吸収分割等効力発生時点」という。）のA種優先残余財産分配額に吸収分割等効力発生時点の発行済A種優先株式の総数（但し、自己株式を除く。以下同じ。）の数を乗じた金額（以下、「A種優先残余財産分配総額」という。）、吸収分割等効力発生時点のB種優先残余財産分配額に吸収分割等効力発生時点の発行済B種優先株式の総数（但し、自己株式を除く。以下同じ。）の数を乗じた金額（以下「B種優先残余財産分配総額」という。）、吸収分割等効力発生時点のC種優先残余財産分配額に吸収分割等効力発生時点の発行済C種優先株式の総数（但し、自己株式を除く。以下同じ。）の数を乗じた金額（以下「C種優先残余財産分配総額」という。）及び吸収分割等効力発生時点のD種優先残余財産分配額に吸収分割等効力発生時点の発行済D種優先株式の総数（但し、自己株式を除く。以下同じ。）の数を乗じた金額（以下「D種優先残余財産分配総額」という。）の合計額以下である場合

A種優先株式の1株あたりの取得価額

分割等対価額に、A種優先残余財産分配総額をA種優先残余財産分配総額とB種優先残余財産分配総額とC種優先残余財産分配総額とD種優先残余財産分配総額の合計で除した比率を乗じ、発行済A種優先株式の総数で除して得られる金額

B種優先株式の1株あたりの取得価額

分割等対価額に、B種優先残余財産分配総額をA種優先残余財産分配総額とB種優先残余財産分配総額とC種優先残余財産分配総額とD種優先残余財産分配総額の合計で除した比率を乗じ、発行済B種優先株式の総数で除して得られる金額

C種優先株式の1株あたりの取得価額

分割等対価額に、C種優先残余財産分配総額をA種優先残余財産分配総額とB種優先残余財産分配総額とC種優先残余財産分配総額とD種優先残余財産分配総額の合計で除した比率を乗じ、発行済C種優先株式の総数で除して得られる金額

D種優先株式の1株あたりの取得価額

分割等対価額に、D種優先残余財産分配総額をA種優先残余財産分配総額とB種優先残余財産分配総額とC種優先残余財産分配総額とD種優先残余財産分配総額の合計で除した比率を乗じ、発行済D種優先株式の総数で除して得られる金額

- (2) 分割等対価額が、A種優先残余財産分配総額、B種優先残余財産分配総額、C種優先残余財産分配総額及びD種優先残余財産分配総額の合計額を上回る場合

A種優先株式の1株あたりの取得価額は、A種優先残余財産分配額に、以下の算式により算出される額（但し、1円未満の端数は切り上げる）を加えた金額とする。

$$\begin{array}{l} \text{A種優先転換比率} \\ \text{（下記、「各種優先株式から普通株式への転換」に定められる。）} \end{array} \times \frac{\text{分割等対価額} - (\text{A種優先残余財産分配総額} + \text{B種優先残余財産分配総額} + \text{C種優先残余財産分配総額} + \text{D種優先残余財産分配総額})}{\text{発行済普通株式の総数} \times \text{A種優先転換比率} + \text{発行済B種優先株式の総数} \times \text{B種優先転換比率} + \text{発行済C種優先株式の総数} \times \text{C種優先転換比率} + \text{発行済D種優先株式の総数} \times \text{D種優先転換比率}}$$

B種優先株式の1株あたりの取得価額は、B種優先残余財産分配額に、以下の算式により算出される額（但し、1円未満の端数は切り上げる）を加えた金額とする。

$$\begin{array}{l} \text{B種優先転換比率} \\ \text{（下記、「各種優先株式から普通株式への転換」に定められる。）} \end{array} \times \frac{\text{分割等対価額} - (\text{A種優先残余財産分配総額} + \text{B種優先残余財産分配総額} + \text{C種優先残余財産分配総額} + \text{D種優先残余財産分配総額})}{\text{発行済普通株式の総数} \times \text{A種優先転換比率} + \text{発行済B種優先株式の総数} \times \text{B種優先転換比率} + \text{発行済C種優先株式の総数} \times \text{C種優先転換比率} + \text{発行済D種優先株式の総数} \times \text{D種優先転換比率}}$$

C種優先株式の1株あたりの取得価額は、C種優先残余財産分配額に、以下の算式により算出される額（但

し、1円未満の端数は切り上げる)を加えた金額とする。

C種優先転換比率 $\frac{\text{分割等対価額} - (\text{A種優先残余財産分配総額} + \text{B種優先残余財産分配総額} + \text{C種優先残余財産分配総額} + \text{D種優先残余財産分配総額})}{\text{発行済普通株式の総数 (但し、自己株式を除く。以下同じ) } + \text{発行済A種優先株式の総数} \times \text{A種優先転換比率} + \text{発行済B種優先株式の総数} \times \text{B種優先転換比率} + \text{発行済C種優先株式の総数} \times \text{C種優先転換比率} + \text{発行済D種優先株式の総数} \times \text{D種優先転換比率}}$

(下記、「各種優先株式から普通株式への転換」に定められる。) ×

D種優先株式の1株あたりの取得価額は、D種優先残余財産分配額に、以下の算式により算出される額(但し、1円未満の端数は切り上げる)を加えた金額とする。

D種優先転換比率 $\frac{\text{分割等対価額} - (\text{A種優先残余財産分配総額} + \text{B種優先残余財産分配総額} + \text{C種優先残余財産分配総額} + \text{D種優先残余財産分配総額})}{\text{発行済普通株式の総数 (但し、自己株式を除く。以下同じ) } + \text{発行済A種優先株式の総数} \times \text{A種優先転換比率} + \text{発行済B種優先株式の総数} \times \text{B種優先転換比率} + \text{発行済C種優先株式の総数} \times \text{C種優先転換比率} + \text{発行済D種優先株式の総数} \times \text{D種優先転換比率}}$

(下記、「各種優先株式から普通株式への転換」に定められる。) ×

3. 償還請求の日における分配可能額を超えて償還請求がなされた場合、当社は分配可能額の範囲で前項に従ってA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を取得するものとする。この場合に当社が各A種優先株主から取得すべきA種優先株式の数、各B種優先株主から取得すべきB種優先株式の数、各C種優先株主から取得すべきC種優先株式の数及び各D種優先株主から取得すべきD種優先株式の数は、(i)本条に基づき各A種優先株主、各B種優先株主、各C種優先株主及び各D種優先株主が償還請求したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に対して交付する金額の合計額に応じて、分配可能額の範囲内で按分して各種類ごとの取得株式数を算出した上で(かかる按分計算により生じる1株未満の株式は切り捨て、償還請求の対象としない。)、(ii)当該算出したそれぞれの種類株式の数について、償還請求を行った各A種優先株主、各B種優先株主、各C種優先株主及び各D種優先株主の保有する当該種類株式の数に応じた按分比例の方法により決定される(なお、かかる按分計算により生じる1株未満の株式は切り捨て、償還請求の対象としない。)

(4) 各種優先株式から普通株式への転換

1. A種優先株主は、平成29年1月26日から、次に定める条件で、A種優先株式を当社が取得し、それと引換えに当社の普通株式を交付すること(以下「転換」という)を請求することができる。A種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株式数(以下「A種優先転換比率」という)は次のとおりとする。ただし、かかる取得請求権の行使のために提出したA種優先株式の払込金額の総額を転換価額で除した数に1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭をA種優先株主に交付するものとする。

$$\text{A種優先転換比率} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式1株当たりの払込金額}}{\text{転換価格}}$$

(2) 当初転換価額及び払込金額

当初の転換価額及び当初のA種優先株式1株当たりの払込金額は、1株につき82,000円とする。

2. B種優先株主は、平成29年9月26日から、B種優先株式を当社が取得し、それと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。その条件に関しては前項の規定を準用するものとし、この場合において、「A種」とあるのは「B種」と、「82,000円」とあるのは「85,000円」と読み替えるものとする。
3. C種優先株主は、令和4年3月23日から、C種優先株式を当社が取得し、それと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。その条件に関しては第1項の規定を準用するものとし、この場合において、「A種」とあるのは「C種」と、「82,000円」とあるのは「250,000円」と読み替えるものとする。
4. D種優先株主は、令和4年3月31日から、D種優先株式を当社が取得し、それと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。その条件に関しては第1項の規定を準用するものとし、この場合において、「A種」とあるのは「D種」と、「82,000円」とあるのは「300,000円」と読み替えるものとする。

5. 転換価額の調整

(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

(i) 株式の分割、併合又は無償割当を行う場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式分割により当社の有する当社の株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式分割・併合・無償割当前発行済株式数}}{\text{株式分割・併合・無償割当後発行済株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式分割、併合又は無償割当の効力発生日（割当のための基準日がある場合はその日）にこれを適用する。また、この場合A種優先株式1株当たりの払込金額も、転換価額と同様に調整されるものとする。

(ii) 調整前の転換価額を下回る金額をもって当社の株式を発行する場合（自己株式の処分を含む。以下同じ。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。なお、調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降これを適用する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。また、「既発行株式数」とは、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の初日）の前日の発行済株式総数とし、潜在株式（新株予約権の行使の目的である株式、又は取得条項付株式もしくは取得請求権付株式を取得すると引換えに当該株主に対して交付する当社の他の株式をいう。以下同じ。）は含まない。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}}{\text{調整前転換価額}} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前転換価額}}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(iii) 普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下本条において同じ。）を、調整前の転換価額を下回る潜在株式等取得価額（普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。以下本条において同じ。）をもって、発行又は処分（潜在株式等を発行又は処分した後に、当該潜在株式等の潜在株式等取得価額を、転換価額を下回る金額に変更することを含む。以下本条において同じ。）する場合、潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降、転換価額調整式に従って転換価額を調整する。この場合、転換価額調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たりの払込金額」とは、潜在株式等取得価額をそれぞれ意味するものとする。ただし、上記(ii)において転換価額を調整する必要がある場合は、潜在株式等取得価額が当該調整後の転換価額を下回る場合に限り本(iii)に基づく調整を行う。

(iv) 当社が存続会社となる合併、当社が完全親会社となる株式交換又は株式移転（以下「合併等」という）が行われる場合において、合併により消滅会社の株主に割当てられる当社の株式もしくは株式交換又は株式移転により完全子会社の株主に割当てられる当社の株式（以下「割当株式」という）1株あたりの価値（当社の取締役会（当社が取締役会非設置会社である場合は株主総会）において合理的に定められる額とする）が調整前の転換価額を下回る場合、次の算式により計算される額を、調整後の転換価額とする。なお、当該新発行株式数が当社の普通株式でない場合は全て普通株式を取得したとみなして計算する。調整後の転換価額は、合併等の効力発生日以降、これを適用する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}}{\text{調整前転換価額}} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{割当株式1株当たりの価値}}{\text{調整前転換価額}}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \text{割当株式数}}$$

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本(b)に定める転換価額の調整については、A種優先株主の3分の2の議決権を有するA種優先株主の同意を要するものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために転換価額の調整を必要とするとき。

- (ii)前(i)号のほか、当社の発行済普通株式数（ただし、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
 - (c)転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (d)転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。
 - (e)前各号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。
 - (i)ある種類の株式の取得により当社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当社の普通株式を発行もしくは処分するとき。
 - (ii)A種優先株主の3分の2の議決権を有するA種優先株主が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。
 - (iii)当社又は当社の子会社の取締役又は従業員に限り、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行するとき。
6. 前項の規定は、B種優先株式について準用するものとし、この場合において、「A種」とあるのは「B種」と読み替えるものとする。
7. 第5項の規定は、C種優先株式について準用するものとし、この場合において、「A種」とあるのは「C種」と読み替えるものとする。
8. 第5項の規定は、D種優先株式について準用するものとし、この場合において、「A種」とあるのは「D種」と読み替えるものとする。

(5) 一斉取得

1. 当社が株式上場する旨を取締役会（当社が取締役会非設置会社である場合は株主総会）において決議し、かつ、株式上場に関する主幹事証券会社からA種優先株式又はB種優先株式、C種優先株式又はD種優先株式を取得すべき旨の要請を受けた場合には、当社は取締役会決議（当社が取締役会非設置会社である場合は株主総会）によりA種優先株式又はB種優先株式、C種優先株式又はD種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付することができるものとする。交付すべき普通株式の内容、数その他条件については、各種優先株式から普通株式への転換の定めを準用する。但し、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主又はD種優先株主が普通株式を取得した後6ヶ月以内に当社の株式上場が実現せず、かつ、かかる6ヶ月経過後1ヶ月以内に本条に基づく強制取得を受けたA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主又はD種優先株主が要請した場合には、かかる取得は法令上可能な範囲で取得された日に遡って無効となる。
2. 種類株式の取得の時期に関する証券取引所又は日本証券業協会の取扱が変更された場合は、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主又はD種優先株主は、本条に定める取得時期を、かかる取扱の変更に応じて変更することを当社に請求することができる。

(6) 株式の譲渡制限に関する規定

当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年6月30日	—	普通株式 10,000 A種優先株式 6,100 B種優先株式 3,530 C種優先株式 200 D種優先株式 3,333	—	985,075	—	925,075

(注) 1. 当社は、2023年8月24日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、同日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。なお、当社は、2023年10月3日開催の臨時株主総会において、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 2023年8月24日開催の取締役会決議により、2023年9月15日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、普通株式の発行済株式総数は4,609,437株増加して4,632,600株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,000 A種優先株式 6,100 B種優先株式 3,530 C種優先株式 200 D種優先株式 3,333	普通株式 10,000 A種優先株式 6,100 B種優先株式 3,530 C種優先株式 200 D種優先株式 3,333	「1(1)②発行済株式」の内容の記載を参照
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	23,163	—	—
総株主の議決権	—	23,163	—

(注) 1. 当社は、2023年8月24日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、同日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。なお、当社は、2023年10月3日開催の臨時株主総会において、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 2023年8月24日開催の取締役会決議により、2023年9月15日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、普通株式の発行済株式総数は4,609,437株増加して4,632,600株となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例について

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	803,465	655,899
売掛金及び契約資産	404,122	428,733
貯蔵品	230	75
その他	50,818	73,790
貸倒引当金	△166	△1
流動資産合計	1,258,471	1,158,497
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	301,949	294,690
その他（純額）	239,180	228,632
有形固定資産合計	541,129	523,322
無形固定資産	7,120	5,988
投資その他の資産	186,373	177,822
固定資産合計	734,623	707,134
資産合計	1,993,094	1,865,631
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,230	3,024
1年内返済予定の長期借入金	44,872	26,566
未払法人税等	34,310	11,151
賞与引当金	24,822	8,027
その他	296,302	307,479
流動負債合計	404,538	356,248
固定負債		
長期借入金	145,030	73,855
資産除去債務	24,091	24,106
退職給付引当金	6,506	7,396
その他	80,339	73,622
固定負債合計	255,966	178,980
負債合計	660,505	535,228
純資産の部		
株主資本		
資本金	985,075	985,075
資本剰余金	925,075	925,075
利益剰余金	△577,560	△579,747
株主資本合計	1,332,589	1,330,402
純資産合計	1,332,589	1,330,402
負債純資産合計	1,993,094	1,865,631

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
売上高	800,603
売上原価	527,209
売上総利益	273,394
販売費及び一般管理費	263,963
営業利益	9,431
営業外収益	
受取利息	4
受取手数料	744
その他	206
営業外収益合計	955
営業外費用	
支払利息	869
営業外費用合計	869
経常利益	9,517
税引前四半期純利益	9,517
法人税、住民税及び事業税	4,374
法人税等調整額	7,329
法人税等合計	11,703
四半期純損失(△)	△2,186

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	23,139 千円
のれんの償却額	451 〃

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期損益 計算書計上額 (注) 2
	在宅医療事業	地方創生事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	340,701	459,902	800,603	—	800,603
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	340,701	459,902	800,603	—	800,603
セグメント利益	16,898	89,669	106,567	△97,136	9,431

(注) 1. セグメント利益の調整額△97,136千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		
	在宅医療事業	地方創生事業	計
在宅医療サービス	340,401	25,238	365,639
障がい者雇用支援サービス	—	422,851	422,851
その他	300	11,449	11,749
顧客との契約から生じる収益	340,701	459,539	800,240
その他の収益	—	363	363
外部顧客への売上高	340,701	459,902	800,603

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

なお、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

項目	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△0円47銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△2,186
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る四半期純損失 (△)(千円)	△2,186
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (株)	4,632,600
(うちA種優先株式数(株))	1,220,000
(うちB種優先株式数(株))	706,000
(うちC種優先株式数(株))	40,000
(うちD種優先株式数(株))	666,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度 末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、2023年8月24日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、同日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。なお、当社は、2023年10月3日開催の臨時株主総会において、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
3. 当社は、2023年9月15日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(種類株式の取得及び消却)

当社は、2023年8月24日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、同日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。なお、当社は、2023年10月3日開催の臨時株主総会において、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 6,100株

B種優先株式 3,530株

C種優先株式 200株

D種優先株式 3,333株

(2) 交換により交付した普通株式数 13,163株

(3) 交付後の発行済普通株式数 23,163株

(株式分割、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用)

1. 株式分割

当社は、2023年8月24日開催の取締役会決議に基づき、2023年9月15日をもって株式分割を行っております。当該株式分割の内容は次のとおりであります。

(1) 目的

当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図るとともに、株式の上場にあたっての単元株制度へ対応するためあります。

(2) 株式分割の概要

①分割方法

2023年9月15日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割しております。

②分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数 23,163株

今回の株式分割により増加する株式数 4,609,437株

株式分割後の発行済株式総数 4,632,600株

③株式分割の効力発生日

2023年9月15日

④1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

2. 発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用

当社は、2023年8月24日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用を行っております。

(1) 発行可能株式総数の変更

①増加する株式数

53,533株から18,476,867株増加し、当社の発行可能株式総数は18,530,400株となります。

②目的

将来の機動的な資本政策の遂行のためであります。

③定款変更の効力発生日

2023年9月15日

(2) 単元株制度の採用

①新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株、A種優先株式の単元株式数を1株、B種優先株式の単元株式数を1株、C種優先株式の単元株式数を1株、D種優先株式の単元株式数を1株といたします。

②目的

投資環境の整備を行うためであります。

③定款変更の効力発生日

2023年8月24日

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月13日

株式会社JSH
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

福島康生

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

三宅潔

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社JSHの2023年4月1日から2024年3月31日までの第8期事業年度の第1四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社JSHの2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上